

大阪広域水道企業団附属機関条例

平成23年3月17日

大阪広域水道企業団条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が設置する附属機関について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項、第202条の3第1項及び第203条の2第4項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24条例5・追加)

(設置)

第2条 企業団が設置する企業長の附属機関は、次のとおりとする。

名称	担任する事務
大阪広域水道企業団個人情報保護審議会	大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）第6条第3項第6号、第6条第5項ただし書、第7条第2項第6号、第7条第4項、第40条第2項及び第41条第1項に規定する事項についての調査審議に関する事務
大阪広域水道企業団情報公開審査会	大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第4号）第20条第1項に規定する審査請求についての調査審議に関する事務
大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償認定委員会	非常勤職員の災害補償に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第26号）第3条第3項の規定する公務又は通勤により生じた災害の認定に係る意見の答申に関する事務
大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償審査会	非常勤職員の災害補償に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第26号）第17条第2項の規定による不服申立ての審査等に関する事務
大阪広域水道企業団退職手当審査会	企業長が定める退職手当に係る処分についての調査審議に関する事務
大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	企業団が実施する水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務
大阪広域水道企業団総	企業団における入札契約制度、地方自治法施

合評価等入札・契約制度評価委員会	行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準等及び公募型入札契約制度についての調査審議に関する事務
大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき指定する出納取扱金融機関を選定する場合の当該金融機関の選定の基準の策定及び当該金融機関の選定に当たっての審査に関する事務

（平24条例5・平27条例4・平27条例7・平28条例3・一部改正）

（報酬）

第3条 委員等の報酬の額は、日額10,400円を超えない範囲内において、企業長が定める額とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員等のうち企業団の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

（平24条例5・追加）

（費用弁償）

第4条 委員等の費用弁償の額は、企業長が定める企業団に勤務する一般職に属する職員に対して支給する旅費の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前2項の規定にかかわらず、委員等のうち企業団の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

（平24条例5・追加）

（支給方法）

第5条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

（平24条例5・追加）

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、企業団が設置する企業長の附属機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他附属機関に関し必要な事項は、企業長が定める。

（平24条例5・一部改正）

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第5号）

この条例は、公布の日（平成24年11月26日）から施行する。

附 則（平成27年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第7号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

附 則（平成28年条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。